

このホームページに載せられている情報は東京大学大学院農学生命科学研究科／農学部に所属する学生向けであり、対象者以外のいかなる第三者によってどのような形であっても使用または複製されるべきではありません。

平成30年度東京大学農学国際交流事業による

「学部学生海外実習等補助費」募集要項（追加募集）

本事業は、東京大学農学部創立140周年記念事業の一環として、教職員、卒業生、企業等からご寄付頂いた基金（※1）により運営されている。将来の農学を担う学部学生に対し、海外渡航に係る経費を補助することにより、学修及び国際交流の更なる発展を目的としている。

本補助費の支援を受けた海外実習等について、上記140周年記念事業ウェブサイト等への報告書掲載や、成果発表への参加などについて、積極的に参加する学生を歓迎する。

1. 補助の対象となる要件

- (1) 授業科目としての海外実習、卒業論文等を含む授業科目としての海外渡航、または、専修が企画もしくは認定する海外プログラムへの参加。
- (2) 渡航前に、専修が行う安全教育プログラム、または農学生命科学研究科が行う安全に関する講演会等を受講し、海外旅行保険に加入すること。OSSMA（※2）への加入は任意。また、海外旅行届を提出すること。
- (3) 上記140周年記念事業ウェブサイト等や、同事業パンフレットなどに、本補助を受けて渡航した成果（下記6の報告書）が掲載される事に同意すること。
- (4) 平成30年4月1日以降に出発し、原則、平成31年3月31日までに帰国すること。
- (5) 本学及び本学以外から出張命令を受けての渡航でないこと。

2. 補助の対象者

農学部に在籍する学部学生。ただし、農学部獣医学専修5・6年次の学生は除く（農学国際交流事業による「大学院学生海外研修・国際会議発表補助費」に申請可）。

3. 申請手続き及び提出時期

各学部委員より、各専修の補助の対象となる要件を満たす対象者について、平成30年12月14日（金）までに、農学国際交流事業平成30年度学部学生海外実習等補助費給付申請書」を専攻支援チームの指示に従い提出。

4. 補助金額

3万円／人

*同一年度内の申請可能件数は、1人につき1件のみとする。

*同一学生に対し、連続した年度に支給はしない。

5. 選考方法及び採否の通知等

選考は学部教育会議が行ない、採否結果は平成31年1月下旬頃を目処に学部委員を通じ、申請者あてに通知する。

6. 報告書の提出

採択された学生は、既に渡航が終了している者は速やかに、これから渡航する者は帰国後1ヶ月以内に「農学国際交流事業平成30年度学部学生海外実習等に関する報告書」を国際学務支援チームに提出すること。ただし、帰国が2・3月の場合はこれに拠らず帰国後速やかに提出すること。報告書の提出が確認できた後、補助費を支給する。

※1：基金への大口寄付者

アサヒグループホールディングス株式会社／朝日工業株式会社／キッコーマン株式会社／キューピー株式会社／キリンビール株式会社／株式会社ぐるなび／サントリーホールディングス株式会社／すてきなイスグループ株式会社／日本製紙株式会社／農林中央金庫／株式会社 丸菱バイオエンジ／ヤンマー株式会社／株式会社ロッテ

<2018年7月3日時点の案内：<http://www.a.u-tokyo.ac.jp/cstudents/FutaiKaigaku20180703.pdf>>

抜粋：「海外実地研究並びに留学プログラム期間中の留学保険等の加入について」

農学系では、学生教育研究災害傷害保険（以下「学研災」）の加入者を対象として、下記に定める海外実地研究や留学プログラム等のいずれかに参加をされる場合において、留学先で安心して実りある留学生活を送ることができるよう、危機管理体制の一貫として「公益財団法人日本国際教育支援協会」の「学研災付帯海外留学保険（以下「付帯海学」）」制度への加入を必須としておりますので、忘れずに手続きを実施するようお願いいたします。従来どおり「留学」や「海外渡航」等に伴う事務手続き（「留学許可願」等）も別途必要になります。

なお、平成29年度より「日本エマージェンシーアシスタンス（株）」の海外渡航者向けの危機管理サービスである「Overseas Student Safety Management Assistance（以下「OSSMA」）」制度への加入については任意となりました。

「付帯海学」の適用となる「留学」等について

1. 正課教育の中での海外実地研究

海外において実習や研究・調査等（航海調査・航海実習等も含む）を行う、学部や大学院等の授業科目（シラバス等参照）については、適用の対象となります。

※なお、学部学生は卒業論文、大学院学生は、演習・実験（実習）等、各課程の2年間、3年間で行う科目については対象となりません。

2. 農学系において実施する留学プログラム

以下①～③のいずれかに該当する「留学プログラム」については、適用の対象となります。

① 国際交流協定（部局間協定等）に基づく留学プログラム

本学農学生命科学研究科との国際交流協定（部局間協定等）に基づく留学（国際学術協定一覧等参照）。

② 「博士課程進学促進プログラム」の「大学院学生の留学支援プログラム」による留学

③ 農学生命科学研究科を通じて公募・選考・推薦が行われる留学プログラム

例：グローバル・チャレンジ・ユニバーシティ・アライアンス・サマースクール

申請書：[\(PDF\)](#)・[\(Word\)](#)

報告書：[\(PDF\)](#)・[\(Word\)](#)

東京大学農学系教務課

国際学務支援チーム

ryugaku@ofc.a.u-tokyo.ac.jp

03-5841-0583（内線 20583）
